

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村における包括的な支援体制の構築を支援するため、以下の人材（相談支援コーディネーター）を養成する研修の実施 <ol style="list-style-type: none"> ①高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮等、各福祉分野の相談支援機関の中核を担う人材 ②相談支援機関での課題を施策に反映し、包括的な支援体制の構築を推進する人材 ・事業の実施にあたっては、事業内容を企画立案し、これを実行するための研修内容の深い理解に加え、各福祉分野の相談支援の現状に精通し、地域福祉に関する専門的な知識・経験を有する必要がある。 ・また、県内各地の相談支援機関の実情を把握するとともに、研修を効率的かつ効果的に実施するための連絡調整能力が必要であり、関係機関等との円滑な連携を図ることができる者でなければ実施することはできない。 <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>岐阜県社会福祉協議会は、本県における地域福祉推進の中核組織であり、地域共生社会の実現に向けた取組みや福祉施策を理解し、複合化・複雑化した地域生活課題に対して、柔軟かつ適切に支援する力を養う研修など、地域づくりをコーディネートする能力を養う研修の内容を企画し、福祉に関する総合的な視野に立った研修を実施する人材育成のノウハウを有している。</p> <p>また、同協議会は県内全域の相談支援機関の実情を把握し、関係機関との円滑な連携・協力を図りながら、研修を効率的かつ効果的に実施するための連絡調整能力を有している。</p> <p>同協議会以外に、事業内容を企画立案するとともに、研修を効率的かつ効果的に実施するための能力を有している者はなく、本業務は同協議会以外には実施できない。</p>